

富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件

国税庁告示第1号

国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。）で、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月12日

国税庁長官 住澤 整

指 定 地 域
富山県、石川県